

情報倶楽部

2021年12月

No. 248

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 短期退職手当

Q. 令和4年から、退職所得の取扱いが改正になるとか。どのようになるのですか？

A. これまで退職所得金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされていました。

それが、令和3年度の税制改正により、短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものは「短期退職手当等」とされ、その退職所得金額については、次のように計算することとされました。

この改正は、令和4年1月1日以後に退職した人に適用されます。

①短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 ≤ 300万円の場合

$(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得金額}$

②短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 > 300万円の場合

$150\text{万円} + \{\text{短期退職手当等の収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\} = \text{退職所得金額}$

対象となるのは、原則として、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き続き勤務した期間のうち、役員等以外の者として勤務した期間により計算した年数が5年以下の人です。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037_01.pdf

★ 非居住者に対する源泉徴収

Q. 非居住者と取引をしてお金を支払う際は源泉徴収が必要とか。どのような取引の場合ですか？

A. 非居住者や外国法人(非居住者等)に対して、源泉徴収の対象となる国内源泉所得を支払う場合は、支払いの際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

源泉徴収の対象になる国内源泉所得には、次のようなものがあります。

①土地等の対価

非居住者等から、日本国内にある土地や建物等の不動産を取得した場合は、対

価を支払う際に所得税等を源泉徴収しなければなりません。

②不動産の賃借料等

非居住者等から、日本国内にある土地や建物等の不動産を賃借する場合は、賃料を支払う際に所得税等を源泉徴収しなければなりません。

③給与等の人的役務の提供に対する報酬等

非居住者に支払う給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行った勤務その他の人的役務の提供に対するものを支払う際には、所得税等を源泉徴収しなければなりません。(租税条約で課税が免除または減免されていることがあります)

④その他、工業所有権や著作権等の使用料を支払う場合も源泉徴収が必要です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/gensen36.htm>

消費 税

★ 口座振替による家賃の支払い

Q. 当社は、テナントの家賃を契約に基づき口座振替で支払っています。インボイス制度が始まった場合、仕入税額控除を受けるにはどうしたらいいですか？

A. 契約書に基づき賃料を口座振替などで支払う場合で請求書や領収書がない場合でも、仕入税額控除を受けるには、適格請求書の保存が必要になります。

適格請求書として必要な記載事項は、一の書類にすべてが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、適格請求書の記載事項を満たすことになりますので、契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすことになります。

ご質問の場合は、適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書とともに通帳を併せて保存することで、仕入税額控除の要件を満たすことになります。

また、口座振替により家賃を支払う場合も、適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存しておけば、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除が認められることになります。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/18/07.htm>

★ 簡易課税制度の選択とインボイスの保存

Q. 弊社は簡易課税制度を選択していますが、インボイス制度が導入された場合においても、インボイスの保存は必要ですか？

A. 必要ありません。

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入されます。

適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書(インボイス)」等を保存しなけ

れば仕入税額控除が認められず、免税事業者や適格請求書発行事業者として登録されていない事業者からの課税仕入れは、原則として、仕入税額控除の対象にならないこととなっています。

ところで、消費税には中小事業者の事務負担に配慮する観点から設けられた「簡易課税制度」がありますが、この簡易課税制度は、売上に係る消費税額から事業の種類に応じて定められたみなし仕入れ率を乗じて計算した金額を仕入に係る消費税額として控除することができる制度ですから、仕入控除額の算定のインボイス制度における仕入税額控除の要件となっている適格請求書等の保存は必要にならず、また、適格請求書を発行できない免税事業者からの仕入についても、仕入税額控除の対象になるということになります。（適格請求書等保存方式のP67）

ただし、簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5000万円を超える課税事業年度は簡易課税制度が適用されず、一般課税になりますので各年度の課税売上高を確認して5000万円を超えた事業年度があれば、2年後は一般課税になりますのでご注意ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_15.pdf

★ 適格簡易請求書

Q. 適格請求書発行事業者は、原則として、適格請求書を発行しなければならないのですが、適格簡易請求書でもよいときがあるとか、どのようになっているのですか？

A. 適格請求書発行事業者は、不特定多数の者に課税資産の譲渡等を行う次の場合は、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができることになっています。

- ①小売業
- ②飲食業
- ③写真業
- ④旅行業
- ⑤タクシー業
- ⑥駐車場業(不特定多数の者に対するものに限られる)
- ⑦その他これらに準ずる事業で不特定多数の者に資産の譲渡等を行う事業

不特定多数の者に資産の譲渡等を行う事業であるかどうかは、個々の事業の性質により判断されますが、たとえば資産の譲渡等を行う際に相手方の氏名又は名称等を確認せず、取引条件等をあらかじめ提示して、相手方を問わず広く資産の譲渡等を行うことが常態である事業などは、これに該当することになります。

なお、適格簡易請求書についても、その交付に代えて、その記載事項に係る電磁的記録を提供することが認められます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>